

令和元年 10 月 9 日
株式会社ファクトリージャパングループ

消費者庁からの措置命令に関するお詫びとお知らせ

この度、弊社は、弊社が運営するカラダファクトリーのホームページ等に掲載した広告表示について、10月9日付けで、消費者庁から、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第7条の規定による措置命令を受けることとなりましたので、お客様へご報告いたします。

弊社では、かねてより、初来店のお客様に良質なサービスを気軽に体験していただけるよう初回価格を通常価格よりも低価格にて提供してまいりましたが、昨年8月、消費者庁から、一部の広告に表示された初回価格が、キャンペーン期間限定の価格だとお客様に誤認されるおそれがあるとの指摘を受けました。

そして、その後の消費者庁の調査により、当該表示が景品表示法上の有利誤認表示に該当すると判断され、10月9日付けで、再発防止等を命じる措置命令を受けることとなりました。

今回の件は、弊社の広告表現に対する認識の不足により発生したものであり、皆様にご心配をお掛けすることになりましたことを、深くお詫び申し上げます。

なお、昨年8月末日までに、全店舗において、広告内容の見直し等の対応が完了しております。

また、今回の提供価格に関する有利誤認表示については、特定のお客様に対して不利益になるようなことはないことを申し添えますと同時に、整体サービスに対するものではないことを何卒ご承知いただければ幸いです。

今後も皆様に安心してご利用いただけるよう、一層法令順守を強化し、再発防止に努めると同時に、サービス向上にも邁進してまいります。何卒宜しくお願い申し上げます。

以上

【お客様のお問い合わせ先】

株式会社 ファクトリージャパングループ
お客様相談窓口（平日 10：00～17：00）
TEL：0120-918-420
Mail：info@karada39.com